

令和元年度第2期浦和競馬こども基金助成事業 募集要領

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 助成の目的

当助成事業は、埼玉県浦和競馬組合から寄せられた寄付金を財源として設置する「浦和競馬こども基金」により、埼玉県内の様々な困難を抱える子どもたちを支援することを目的とした事業を行う団体へ助成を行うことを目的とします。

2 当年度の重点テーマ

「子ども食堂（子どもの居場所づくり）の活動」

子ども食堂（子どもの居場所づくり）の活動は、貧困家庭・孤食などの子どもたちの食事に係る支援のほか、親子や世代間交流・食育・学習支援などにもつながっており、子どもの生きる力を育む場として意義のある取組みです。

埼玉県内の多くの子どもたちが利用できるよう、歩いて通える身近なところに子どもの居場所を立ち上げ、広げていくことが必要であるため、重点テーマとして推進します。

※重点テーマに該当する活動については、審査の際に加点して評価します。

3 助成額

1 団体原則として10万円以内（助成額は千円単位）。

なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

4 助成概要

助成対象事業	対象経費
概ね20歳未満の次の（1）から（11）の子どもたちを対象とした事業。 （1）経済的に支援の必要な子どもたち （2）食事に困る子どもたち （3）不登校や引きこもりの子どもたち （4）児童養護施設・自立支援施設等に入所している子どもたち （5）里親の元で暮らす子どもたち （6）一人親家庭の子どもたち （7）病気を抱える親の元で暮らす子どもたち （8）障害を抱える子どもたち （9）医療的ケアを必要とする子どもたち （10）虐待を受けてケアが必要な子どもたち （11）上記のほか、支援が必要と認められる子どもたち	事業実施のため、直接的に必要な次の経費 ○講師等謝金 ○旅費交通費 ○会場費 ○食料費 ○物品借上費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○消耗品費 ○資機材購入費 ○その他本会会長が認める費用

ただし、下記の経費については対象外とする。

○団体等の運営に係る経費（人件費、団体内の交流会に係る経費など）

5 対象団体

上記「4 助成概要」の要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ・埼玉県内の様々な困難を抱える子どもたちを支援することを目的とした事業を行う団体であること。ただし、団体等の所在地は県内外を問わない。
- ・団体としての活動実績が1年以上あること。ただし、1年以上の継続性が見込まれる活動については、その限りではない。
- ・特定の政治的活動を行う団体でないこと。
- ・団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
- ・前年度及び当年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。

6 対象実施期間 令和元年9月1日～令和2年3月31日まで

7 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を、**団体の住所等がある「市町村社会福祉協議会」**へ提出ください。
なお、埼玉県外に住所等がある団体は、本会へ直接提出ください。

ア	助成金申請書（様式第1号）
イ	助成事業計画書（別紙1）
ウ	団体概要資料【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、事業計画書、予算書、事業報告書、決算報告書、機関誌、パンフレット等】
エ	備品等購入の場合、見積書または金額が分かる資料

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ
(http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_11.html)

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできません。

(2) 申請期間 **令和元年9月2日（月）～12月6日（金）【必着】** 郵送または持参

※申請期間が長期に亘るため、締切を3回設定させていただきます。

※ただし、予算総額700万円（10万円×70団体分）に達した時点で、受付を終了させていただきます。

第1回締切	9月27日（金）【必着】
第2回締切	10月31日（木）【必着】
第3回締切	12月6日（金）【必着】

8 助成事業実施における留意事項

(1) 本基金の助成が決定した場合、可能な範囲で以下のとおりご協力ください。

① イベント等を実施する場合

案内チラシ及び当日資料等に、「浦和競馬こども基金助成事業」であることを明記。

② 備品等購入の場合

助成決定後、本会から提供するシール（「浦和競馬こども基金助成事業」を示すシール）を備品等に貼付。

(2) 事業を変更する場合

助成決定した事業内容に変更が生じる場合は、速やかに県社協までご連絡ください。

(3) 次の事項に該当する場合は、助成金の金額又は一部を返還していただきます。

- ア 申請内容に虚偽があることが判明したとき。
- イ 事業が事業実施期間（令和元年9月1日～令和2年3月31日）内に実施されないとき。
- ウ 申請した事業以外に助成金を使用したとき。
- エ 事業縮小又は廃止などにより助成金が不要になったとき。

(4) 申請後の流れ

交付可否の通知	審査を経て、交付決定通知書（様式第2号）により、各締切より1ヶ月後を目安に申請者に通知します。
実績報告書の提出	助成事業終了後、以下を県社協あてに提出してください。 ①提出書類等 ア 実績報告書（様式第3号） イ 事業実施が確認できる写真及び成果物（パンフレットや資料） ウ 購入物等の領収証等の写し エ 事業成果表（別紙2） ②提出期限 助成事業の完了後、30日以内。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
（地域福祉部 地域活動支援課） 助成事業担当

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078

E-mail：vc@fukushi-saitama.or.jp

※応募書類を入れる封筒には「浦和競馬こども基金助成金申請」と朱字で明記してください。